

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年3月5日(2015.3.5)

【公開番号】特開2013-246384(P2013-246384A)

【公開日】平成25年12月9日(2013.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2013-066

【出願番号】特願2012-121852(P2012-121852)

【国際特許分類】

G 09 B 5/06 (2006.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 09 B 5/06

G 06 F 13/00 5 2 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年1月16日(2015.1.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

教材データを利用した学習マネジメントシステムが構築されたサーバと、前記サーバから前記教材データをダウンロードして再生するクライアント端末とを備えたコンテンツ提供システムであって、

前記教材データは、教材の管理データとコンテンツデータとを含み、かつ、前記教材の管理データと前記コンテンツデータとは、それぞれ、互いに関連付けられており、

前記クライアント端末は、

所定の時刻に前記サーバから前記コンテンツデータをダウンロードするプロセッサと、ダウンロードされた前記コンテンツデータを格納する記憶装置と

を備え、前記所定の時刻以後の時刻において、前記プロセッサは、ダウンロードされた前記コンテンツデータに対応する管理データをダウンロードし、前記管理データと前記コンテンツデータとの関連付けに基づいて前記管理データと前記コンテンツデータとを結合して、再生用教材データを生成する、コンテンツ提供システム。

【請求項2】

前記教材データには、互いに関連付けられた前記管理データと前記コンテンツデータとを結合するための命令を記述したスクリプトがさらに含まれており、

前記クライアント端末のプロセッサは前記スクリプトを実行することにより、前記管理データと前記コンテンツデータとを結合し、得られたデータを再生する、請求項1に記載のコンテンツ提供システム。

【請求項3】

前記スクリプトは前記管理データに含まれている、請求項2に記載のコンテンツ提供システム。

【請求項4】

前記再生用教材データはSCORM規格に基づくデータである、請求項1から3のいずれかに記載のコンテンツ提供システム。

【請求項5】

前記コンテンツデータは暗号化されており、前記スクリプトは復号化のための鍵を含む

、請求項 2 に記載のコンテンツ提供システム。

【請求項 6】

前記所定の時刻とは予め設定された時刻であり、前記クライアント端末のプロセッサは、学習スケジュールに基づいて前記教材データを再生する時間より前の予め設定された時に、前記サーバから前記コンテンツデータをダウンロードする、請求項 1 に記載のコンテンツ提供システム。

【請求項 7】

前記管理データは学習結果を保持しており、

前記プロセッサは、前記教材データを再生した学習者の成績を前記管理データに書き込む、請求項 6 に記載のコンテンツ提供システム。

【請求項 8】

教材データが格納され、教材データを利用した学習マネジメントシステムが構築されたサーバから前記教材データをダウンロードして再生するクライアント端末であって、

前記教材データは、教材の管理データとコンテンツデータとを含み、かつ、前記教材の管理データと前記コンテンツデータとは、それぞれ、互いに関連付けられており、

所定の時刻に前記サーバから前記コンテンツデータをダウンロードするプロセッサと、ダウンロードされた前記コンテンツデータを格納する記憶装置と

を備え、前記所定の時刻以後の時刻において、前記プロセッサは、ダウンロードされた前記コンテンツデータに対応する管理データをダウンロードし、前記管理データと前記コンテンツデータとの関連付けに基づいて前記管理データと前記コンテンツデータとを結合して、再生用教材データを生成する、クライアント端末。

【請求項 9】

前記教材データには、互いに関連付けられた前記管理データと前記コンテンツデータとを結合するための命令を記述したスクリプトがさらに含まれており、

前記クライアント端末のプロセッサは前記スクリプトを実行することにより、前記管理データと前記コンテンツデータとを結合し、得られたデータを再生する、請求項 8 に記載のクライアント端末。

【請求項 10】

前記コンテンツデータは暗号化されており、前記スクリプトは復号化のための鍵を含み、前記プロセッサは、前記鍵を用いて前記コンテンツデータを復号する、請求項 9 に記載のクライアント端末。

【請求項 11】

前記所定の時刻とは予め設定された時刻であり、前記クライアント端末のプロセッサは、学習スケジュールに基づいて前記教材データを再生する時間より前の予め設定された時に、前記サーバから前記コンテンツデータをダウンロードする、請求項 8 に記載のクライアント端末。

【請求項 12】

前記管理データは学習結果を保持しており、

前記プロセッサは、前記教材データを再生した学習者の成績を前記管理データに書き込む、請求項 11 に記載のクライアント端末。